

## 信書便事業分野における個人情報保護に関する研究会（第5回）議事要旨

### 1 日時

平成19年6月29日（金）16:30～17:30

### 2 場所

総務省 9階 901会議室

### 3 出席者

#### （1）構成員（敬称略）

藤原座長、大谷構成員、三村構成員、山下構成員

#### （2）総務省

須田郵政行政局長、原口郵政行政局総務課長、佐藤郵便企画課長、杉山信書便事業課長、吉田信書便事業課課長補佐

### 4 議題

#### （1）報告書（案）

#### （2）その他

### 5 主な議論

#### 【報告書（案）について】

- 資料2及び3について事務局より説明。
- 質疑応答における構成員からの主な発言の内容は以下のとおり。
  - ・ 資料3の6ページの図表1について、時系列にガイドラインが記載されているが、平成元年、3年、8年に策定されている3つのガイドラインについては、図表の前文における「基本方針に基づいて」策定されたガイドラインではないため、注書きを入れる等記載方法を工夫してみてはどうか。
  - ・ ガイドライン（案）第10条（従業者の監督）第2項の規定は、従業員に対して個人データの取扱いに係る義務を課すものとなっているが、どのようにしてこの規定の有効性を担保するのか。
  - ・ 資料3の第5章「今後の課題」の部分について、「ガイドラインを踏まえた事業者の取組状況等を的確かつ定期的に把握するためのスキームを確立」とあるが、事業者が拡大していく中で、具体的にどのような取組を想定しているのか。
  - ・ ガイドライン（案）第11条（委託先の監督）第2項等においては「努めるものとする」と規定されている一方、他の規定においては「努めなければならない」と規定されている。両者の間は意識的に使い分けているのか。
  - ・ 資料編資料4-2に関し、第22条（漏えい等が発生した場合の対応）第2項の「可能な限り事実関係等を公表しなければならない」という規定について、公表す

ることによって更に被害を拡大する事例もあるため、もう少し解説に詳しく記載することもできるのではないか。

- 報告書（案）に関し、修正点については座長に一任とし、7月上旬目処にて公表することとなった。

#### 【その他】

- 「郵便事業分野における個人情報保護に関する研究会」の開催について
  - ・ 郵便企画課より、郵便事業における個人情報保護に関するガイドラインの検討に資するため、「郵便事業分野における個人情報保護に関する研究会」を開催する旨の報告があった。
  
- 閉会